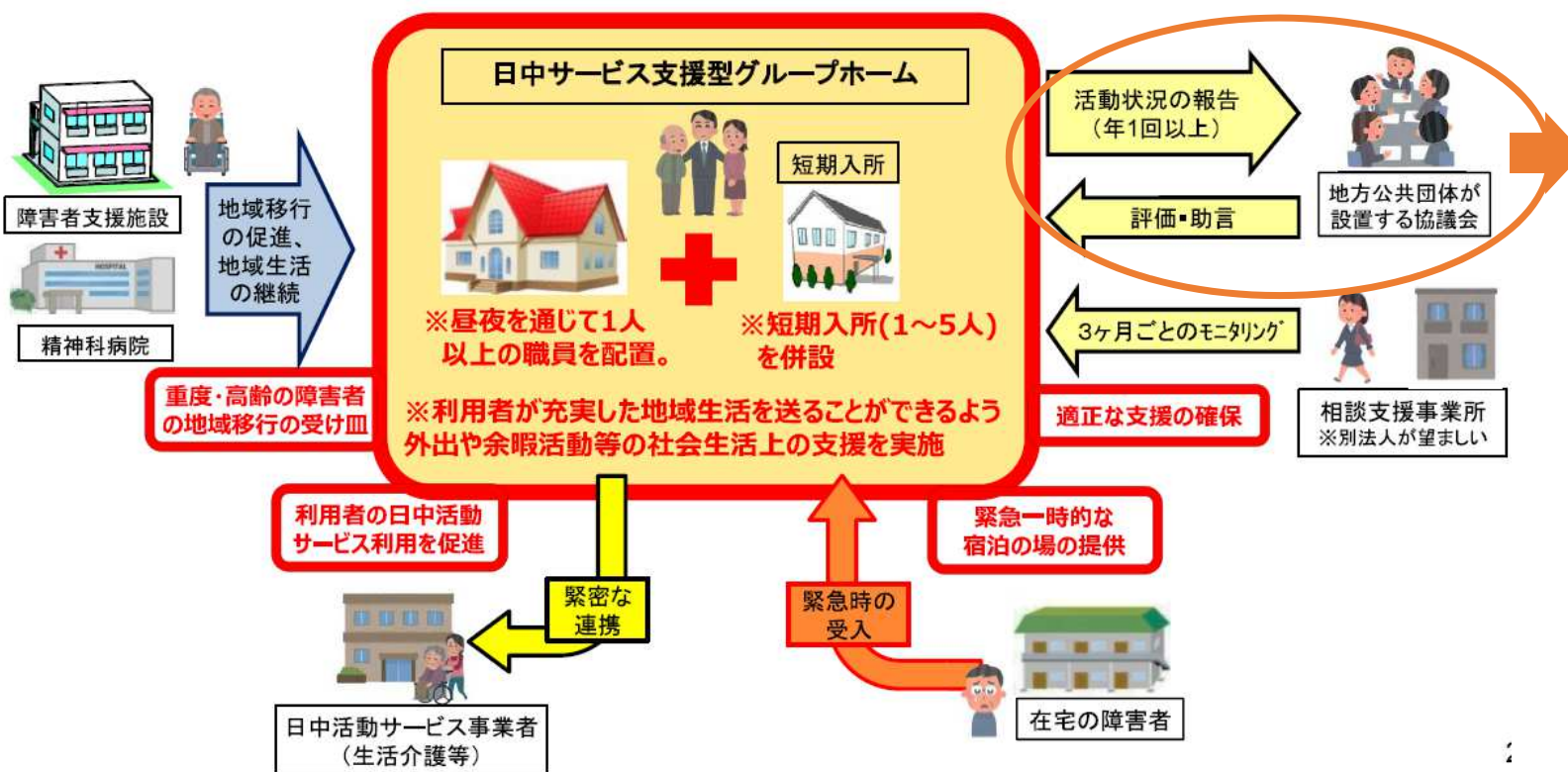


## 【参考資料】

日中サービス支援型グループホームの評価・助言にあたって  
(燕市障がい者自立支援協議会委員用)

# 1. 日中サービス支援型グループホームについて

- 平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設
- 昼夜を通して1人以上の世話人または生活支援員を配置することで利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活を支援
- 短期入所を併設し、障がい者の緊急一時的な宿泊を提供することで、施設から地域移行の促進及び地域の生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う



日中サービス支援型共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（以下「協議会」という。）に対し、定期的に事業の実施状況等を報告し、実施状況等について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされております（指定基準第213条の10）。

## 2. 評価の観点について（指定基準、解釈通知より一部抜粋）

### （趣旨及び基本方針）

- 常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるか（指定基準213条の3）

### （設備に関する基準）

- 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか（指定基準213条の6）

### （運営に関する基準）

#### ○介護及び家事等

- 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか（指定基準213条の8）
- 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めているか（指定基準213条の8）

#### ○社会生活上の便宜の供与等（指定基準第二百十三条の九）

- 利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行われているか。
- 利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めているか。
- 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行われているか。
- 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。
- 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。（解釈通知第15 4(3)③）
- 日中活動サービス等を利用することができず日中を住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活ができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか（解釈通知第15 4(3)③）

⇒自立支援協議会での評価に際しての参考としてまとめたものであり、上記以外の観点で評価・意見・要望することを妨げるものではないことを申し添えます。

※指定基準・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

※解釈通知・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について